

KUWANAMIE SHINKIN BANK

2024

DISCLOSURE

「資料編」

貸借対照表	39
損益計算書	40
剰余金処分計算書	40
財務諸表に関する注記	41
監査報告書	44
主要な業務の状況を示す指標	45
預金に関する指標	45
貸出金等に関する指標	46
有価証券に関する指標	47
その他	49
金庫及びその子会社等の概況	50
5連結会計年度における主要な経営指標の推移	50
連結財務諸表	51
連結財務諸表に関する注記	52
自己資本の充実の状況	
単体・連結における定性的な開示事項	55
単体における事業年度の開示事項	57
連結における事業年度の開示事項	63
開示項目一覧	68

貸借対照表

【資産の部】

(単位:百万円)

科 目	第98期 令和5年3月期	第99期 令和6年3月期
現 金	5,969	6,481
預 け 金	183,119	206,605
買 入 金 銭 債 権	5,801	5,507
金 銭 の 信 託	0	0
有 価 証 券	308,114	293,458
国 債	30,015	18,513
地 方 債	106,025	102,192
社 債	123,420	121,868
株 式	7,713	10,752
そ の 他 の 証 券	40,939	40,131
貸 出 金	324,165	322,764
割 引 手 形	2,186	2,127
手 形 貸 付	14,911	13,936
証 書 貸 付	289,182	288,321
当 座 貸 越	17,885	18,378
そ の 他 資 産	4,776	5,976
未 決 済 為 替 貸	135	268
信 金 中 金 出 資 金	3,516	4,606
前 払 費 用	15	16
未 収 収 益	795	764
金 融 派 生 商 品	—	—
そ の 他 の 資 産	314	320
有 形 固 定 資 産	7,898	7,774
建 物	1,725	1,631
土 地	5,553	5,553
リ ー ス 資 産	171	190
建 設 仮 勘 定	0	—
その他の有形固定資産	448	399
無 形 固 定 資 産	65	102
ソ フ ト ウ ェ ア	16	17
リ ー ス 資 産	14	50
その他の無形固定資産	34	34
前 払 年 金 費 用	—	157
繰 延 税 金 資 産	2,230	1,444
債 務 保 証 見 返	443	362
貸 倒 引 当 金	△ 6,298	△ 6,125
(うち個別貸倒引当金)	(△ 5,918)	△ 5,782
資 産 の 部 合 計	836,287	844,508

【負債及び純資産の部】

(単位:百万円)

科 目	第98期 令和5年3月期	第99期 令和6年3月期
預 金 積 金	793,081	798,610
当 座 預 金	17,522	20,689
普 通 預 金	356,281	369,545
貯 蓄 預 金	2,216	2,129
通 知 預 金	145	134
定 期 預 金	390,912	381,792
定 期 積 金	22,463	20,714
そ の 他 預 金	3,538	3,604
借 用 金	2,514	2,324
借 入 金	2,514	2,324
そ の 他 負 債	1,507	2,111
未 決 済 為 替 借	217	379
未 払 費 用	266	284
給 付 補 填 備 金	4	3
未 払 法 人 税 等	14	14
前 受 収 益	100	92
払 戻 未 済 金	35	32
払 戻 未 済 持 分	22	16
職 員 預 り 金	502	496
リ ー ス 債 務	207	271
資 産 除 去 債 務	14	14
そ の 他 の 負 債	121	506
賞 与 引 当 金	163	159
役 員 賞 与 引 当 金	16	16
退 職 給 付 引 当 金	49	—
役員退職慰労引当金	95	108
睡眠預金払戻損失引当金	29	26
偶 発 損 失 引 当 金	42	42
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	443	362
負 債 の 部 合 計	797,943	803,762
出 資 金	6,683	6,637
普 通 出 資 金	3,583	3,537
そ の 他 の 出 資 金	3,100	3,100
利 益 剰 余 金	37,093	39,014
利 益 準 備 金	2,675	2,895
そ の 他 利 益 剰 余 金	34,418	36,118
特 別 積 立 金	32,070	33,970
当期末処分剰余金	2,348	2,148
処 分 未 済 持 分	△ 169	△ 167
会 員 勘 定 合 計	43,608	45,483
その他有価証券評価差額金	△ 5,263	△ 4,737
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 5,263	△ 4,737
純 資 産 の 部 合 計	38,344	40,745
負債及び純資産の部合計	836,287	844,508

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第98期 令和5年3月期	第99期 令和6年3月期
経 常 収 益	9,047,353	9,859,303
資 金 運 用 収 益	6,892,734	7,020,086
貸 出 金 利 息	4,113,464	4,136,833
預 け 金 利 息	314,287	452,777
有価証券利息配当金	2,352,127	2,317,464
その他の受入利息	112,854	113,010
役 務 取 引 等 収 益	899,318	967,449
受入為替手数料	304,110	299,926
その他の役務収益	595,208	667,523
そ の 他 業 務 収 益	92,444	94,914
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	4,100
その他の業務収益	92,444	90,814
そ の 他 経 常 収 益	1,162,855	1,776,852
貸倒引当金戻入益	222,390	—
償却債権取立益	370,252	388,972
株式等売却益	511,485	1,288,355
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	58,727	99,523
経 常 費 用	6,864,819	8,212,136
資 金 調 達 費 用	90,504	85,978
預 金 利 息	60,071	57,406
給付補填備金繰入額	1,308	977
借 用 金 利 息	14,939	13,215
その他の支払利息	14,185	14,378
役 務 取 引 等 費 用	446,407	463,775
支払為替手数料	30,965	31,656
その他の役務費用	415,442	432,119
そ の 他 業 務 費 用	716,212	1,632,449
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	143,000	1,570,137
国債等債券償還損	571,750	60,750
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,462	1,560
経 費	5,346,768	5,267,435
人 件 費	3,333,921	3,276,642
物 件 費	1,811,672	1,790,358
税 金	201,175	200,433
そ の 他 経 常 費 用	264,926	762,497
貸倒引当金繰入額	—	258,760
貸 出 金 償 却	79,046	278,477
株式等売却損	129,764	137,344
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	56,115	87,916

科 目	第98期 令和5年3月期	第99期 令和6年3月期
経 常 利 益	2,182,534	1,647,166
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	20,255	—
固 定 資 産 処 分 損	20,255	—
減 損 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	2,162,278	1,647,166
法人税、住民税及び事業税	19,075	17,661
法 人 税 等 調 整 額	△ 30,281	△ 392,985
法 人 税 等 合 計	△ 11,205	△ 375,323
当 期 純 利 益	2,173,484	2,022,490
繰越金(当期首残高)	174,840	125,919
当 期 末 処 分 剩 余 金	2,348,325	2,148,410

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	第98期 令和5年3月期	第99期 令和6年3月期
当 期 末 処 分 剩 余 金	2,348,325	2,148,410
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	2,222,406	2,011,082
利 益 準 備 金	220,000	210,000
普通出資に対する配当金	102,406	101,082
(配 当 率)	(3 %)	(3 %)
特 別 積 立 金	1,900,000	1,700,000
繰越金(当期末残高)	125,919	137,327

貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,420百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
なお、当該事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 5年による定額法により発生年度から損益処理しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分） 0.5082%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円と別途積立金58,714百万円の差額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金85百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性もあるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 6,125百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権債務はありません。

16. 子会社等の株式又は出資金の総額50百万円

17. 子会社等に対する金銭債権総額955百万円

18. 子会社等に対する金銭債務総額38百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額11,291百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,987百万円
危険債権額	6,845百万円
三月以上延滞債権額	22百万円
貸出条件緩和債権額	906百万円
合計額	14,761百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,127百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 2,500百万円

担保資産に対応する債務

借入金 2,324百万円

上記のほか、当座貸越、為替決済等の取引の担保として、定期預金17,022百万円及び有価証券505百万円を差し入れております。

23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は300百万円であります。

24. 出資1口当たりの純資産額6,045円69銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式及びデリバティブを組み込んだ複合金融商品であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、保有しておりません。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資基本方針等融資諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部（審査グループ）により行われ、また、定期的な審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部（資産管理グループ）がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクは、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、外貨建有価証券は保有しておりませんが、為替リスクが含まれる市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫においては、金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融資産、金融負債についての市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量、評価損益額等が配賦資本額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間は商品の特性で設定）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で10,297百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	206,605	208,142	1,537
(2) 有価証券	293,174	293,065	△108
満期保有目的の債券	16,819	16,710	△108
その他有価証券	276,354	276,354	—
(3) 貸出金（*1）	322,764		
貸倒引当金（*2）	△6,109		
	316,655	314,844	△1,810
金融資産計	816,434	816,052	△382
(1) 預金積金（*1）	798,610	798,643	33
(2) 借入金（*1）	2,324	2,339	14
金融負債計	800,934	800,982	47

（*1）預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価方法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（TIBOR、スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、新規に私募債を発行した場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、保有目的のの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価に代わる金額を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	50
非上場株式(※1)	150
組合出資金(※2)	83
信金中金出資金(※1)	4,606
その他出資金(※1)	1
合 計	4,891

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式、信金中金出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

売買目的有価証券

(単位:百万円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	703	704	1
	地方債	4,569	4,587	17
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	5,272	5,291	18
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,486	4,435	△50
	地方債	6,760	6,702	△57
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	300	280	△19
	小 計	11,546	11,419	△127
合 計		16,819	16,710	△108

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,900	7,349	2,641
	債券	51,784	51,426	357
	国債	1,327	1,315	11
	地方債	32,125	31,888	236
	短期社債	-	-	-
	社債	18,331	18,222	109
	その他	12,896	11,304	1,592
	小 計	74,671	70,080	4,591
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	560	594	△33
	債券	174,270	181,778	△7,508
	国債	11,996	13,253	△1,257
	地方債	58,736	62,188	△3,452
	短期社債	-	-	-
	社債	103,537	106,336	△2,798
	その他	26,851	27,925	△1,073
	小 計	201,682	210,298	△8,615
合 計		276,354	280,378	△4,024

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,493	1,113	△135
債券	12,475	-	△1,570
国債	11,933	-	△1,511
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	541	-	△58
その他	1,800	174	△62
合 計	18,770	1,288	△1,768

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,512百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,340百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注1)	1,119百万円
貸倒引当金	5,589百万円
減価償却費	247百万円
減損損失	425百万円
貸出金未収利息	68百万円
その他有価証券評価差額金	2,322百万円
その他	153百万円

繰延税金資産小計	9,925百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,210百万円
評価性引当額小計	△7,210百万円

繰延税金資産合計	2,714百万円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,227百万円
前払年金費用	42百万円
その他	0百万円

繰延税金負債合計	1,270百万円
----------	----------

繰延税金資産の純額	1,444百万円
-----------	----------

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	30	-	1,088	1,119
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	30	-	1,088	1,119 ^(※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 繰延税金資産(合計)は、将来の課税所得により回収が見込まれたため、計上したものであります。

32. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	23百万円
契約負債	-百万円

33. 追加情報

その他の出資金は3,100百万円であります。これは、平成31年3月、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却を行ったことに伴い、貸借対照表上、優先出資金からその他の出資金に振り替えて計上したものであります。

損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 41,271千円
子会社との取引による費用総額 228,140千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 298円8銭
- 「その他の経常収益」には、退職給付会計に基づく数理計算上の差異の処理額70,689千円、「その他の経常費用」には、責任共有制度負担金47,735千円を含んでおります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は939,372千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

報酬体系について

- 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。賞与につきましては、毎期総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	163

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」133百万円、「賞与」14百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。
なお、「賞与」は、当年度に繰り入れた役員賞与引当金の額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

監査報告書

2023年6月16日開催の第98回通常総代会及び、2024年6月12日開催の第99回通常総代会で報告を行った、令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月13日
桑名三重信用金庫 理事長

平塚信行

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益		
(単位:千円、%)		
	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	6,802,229	6,934,108
資金運用収益	6,892,734	7,020,086
資金調達費用	90,504	85,978
役務取引等収支	452,911	503,674
役務取引等収益	899,318	967,449
役務取引等費用	446,407	463,775
その他の業務収支	△ 623,767	△ 1,537,534
その他業務収益	92,444	94,914
その他業務費用	716,212	1,632,449
業務粗利益	6,631,373	5,900,247
業務粗利益率	0.80	0.71

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益		
(単位:千円)		
	令和4年度	令和5年度
業務純益	1,316,411	701,531
実質業務純益	1,316,411	665,453
コア業務純益	2,031,162	2,292,241
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,964,525	2,292,019

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、
国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘		
(単位:%)		
	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	0.84	0.85
資金調達原価率	0.67	0.66
総資金利鞘	0.17	0.19

利益率		
(単位:%)		
	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.25	0.19
総資産当期純利益率	0.25	0.24

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	820,056	820,683	6,892,734	7,020,086	0.84	0.85
うち貸出金	317,056	321,461	4,113,464	4,136,833	1.29	1.28
うち預け金	169,759	177,991	314,287	452,777	0.18	0.25
うち有価証券	324,077	312,059	2,352,127	2,317,464	0.72	0.74
資金調達勘定	806,109	795,508	90,504	85,978	0.01	0.01
うち預金積金	787,598	792,381	61,379	58,383	0.00	0.00
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	17,775	2,417	14,939	13,215	0.08	0.54

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度19,486百万円、令和5年度9,436百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	110,766	△ 111,606	△ 840	5,270	122,081	127,352
うち貸出金	40,768	△ 74,095	△ 33,326	57,155	△ 33,785	23,369
うち預け金	5,543	65,296	70,840	15,239	123,251	138,490
うち有価証券	46,910	△ 84,589	△ 37,678	△ 87,227	52,564	△ 34,663
支払利息	△ 675	△ 13,206	△ 13,881	△ 1,190	△ 3,335	△ 4,525
うち預金積金	1,312	△ 11,452	△ 10,140	372	△ 3,368	△ 2,995
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 16,320	14,558	△ 1,761	△ 83,946	82,222	△ 1,723

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めて表示しております。

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高		
(単位:百万円)		
	令和4年度	令和5年度
流動性預金	366,104	381,389
うち有利息預金	330,597	343,195
定期性預金	418,443	407,755
うち固定金利定期預金	396,699	385,659
うち変動金利定期預金	11	11
その他	3,050	3,236
計	787,598	792,381
譲渡性預金	-	-
合 計	787,598	792,381

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高		
(単位:百万円)		
	令和4年度	令和5年度
定期預金	390,912	381,792
固定金利定期預金	390,901	381,781
変動金利定期預金	11	10
その他	-	-

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
割 引 手 形	2,101	1,787
手 形 貸 付	13,894	14,571
証 書 貸 付	286,248	289,047
当 座 貸 越	14,810	16,054
合 計	317,056	321,461

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当 金 庫 預 金 積 金	2,532	2,130
有 価 証 券	110	49
動 産	100	191
不 動 産	55,963	54,915
そ の 他	1	0
計	58,708	57,287
信用保証協会・信用保険	124,338	124,759
保 証	38,259	36,276
信 用	102,859	104,441
合 計	324,165	322,764

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金	324,165	322,764
固 定 金 利	210,189	207,339
変 動 金 利	113,976	115,425

預貸率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期 末 預 貸 率	40.87	40.41
期 中 平 均 預 貸 率	40.25	40.56

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当 金 庫 預 金 積 金	13	11
不 動 産	13	10
保 証	92	69
信 用	325	272
合 計	443	362

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	182,773	56.38	185,556	57.48
運 転 資 金	141,392	43.61	137,207	42.51
合 計	324,165	100.00	322,764	100.00

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業 種 区 分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	869	37,500	11.56	806	35,202	10.90
農 業、林 業	35	482	0.14	36	436	0.13
漁 業	3	11	0.00	4	19	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	5	885	0.27	5	814	0.25
建 設 業	1,076	29,859	9.21	1,041	29,528	9.14
電気・ガス・熱供給・水道業	57	2,931	0.90	58	2,776	0.86
情 報 通 信 業	23	481	0.14	21	403	0.12
運 輸 業、郵便業	182	7,291	2.24	190	7,596	2.35
卸 売 業、小 売 業	810	26,764	8.25	756	26,257	8.13
金 融 業、保険業	38	11,564	3.56	38	11,627	3.60
不 動 産 業	783	40,464	12.48	793	41,427	12.83
物 品 賃 貸 業	12	1,370	0.42	11	1,273	0.39
学術研究、専門・技術サービス業	100	1,688	0.52	103	1,919	0.59
宿 泊 業	19	877	0.27	20	814	0.25
飲 食 業	371	5,154	1.58	336	4,553	1.41
生活関連サービス業、娯楽業	147	2,575	0.79	154	2,295	0.71
教 育、学 習 支 援 業	53	1,658	0.51	51	1,637	0.50
医 療、福 祉	337	14,796	4.56	331	13,965	4.32
そ の 他 の サ ー ビ ス	419	9,240	2.85	383	8,868	2.74
小 計	5,339	195,599	60.33	5,137	191,418	59.30
国・地方公共団体等	17	19,795	6.10	18	19,868	6.15
個 人	14,515	108,770	33.55	14,093	111,476	34.53
合 計	19,871	324,165	100.00	19,248	322,764	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和4年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	3,812	1,142	215	—	—	24,845	—	30,015
地 方 債	13,656	31,028	7,623	10,005	15,552	28,159	—	106,025
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	11,094	21,472	21,244	24,702	32,172	12,733	—	123,420
株 式	—	—	—	—	—	—	7,713	7,713
外 国 証 券	1,999	2,090	4,033	1,930	4,278	4,538	11,773	30,645
そ の 他 の 証 券	—	921	707	724	2,016	—	5,924	10,294

令和5年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	808	519	—	—	1,178	16,007	—	18,513
地 方 債	12,190	23,059	7,769	12,096	20,492	26,582	—	102,192
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	10,629	17,596	29,806	25,468	26,746	11,621	—	121,868
株 式	—	—	—	—	—	—	10,752	10,752
外 国 証 券	1,461	2,100	4,332	2,504	2,399	4,443	12,365	29,607
そ の 他 の 証 券	210	598	588	1,209	1,529	—	6,386	10,523

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
国 債	43,363	27,367
地 方 債	106,968	108,744
短 期 社 債	—	—
社 債	122,632	127,383
株 式	6,721	7,134
外 国 証 券	32,797	31,631
そ の 他 の 証 券	11,594	9,797
合 計	324,077	312,059

預証率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期 末 預 証 率	38.85	36.74
期 中 平 均 預 証 率	41.14	39.38

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	703	704	1
	地 方 債	820	827	7	4,569	4,587	17
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	600	612	12	—	—	—
	小 計	1,420	1,439	19	5,272	5,291	18
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	4,486	4,435	△ 50
	地 方 債	—	—	—	6,760	6,702	△ 57
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	300	270	△ 29	300	280	△ 19
	小 計	300	270	△ 29	11,546	11,419	△ 127
合 計		1,720	1,709	△ 10	16,819	16,710	△ 108

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

其他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	5,312	4,486	826	9,990	7,349	2,641
	債 券	81,986	81,124	861	51,784	51,426	357
	国 債	5,170	5,128	41	1,327	1,315	11
	地 方 債	43,835	43,313	522	32,125	31,888	236
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	32,980	32,682	297	18,331	18,222	109
	そ の 他	9,736	9,031	704	12,896	11,304	1,592
	小 計	97,035	94,643	2,392	74,671	70,080	4,591
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	2,200	2,355	△ 155	560	594	△ 33
	債 券	176,655	182,814	△ 6,158	174,270	181,778	△ 7,508
	国 債	24,845	26,704	△ 1,859	11,996	13,253	△ 1,257
	地 方 債	61,369	63,603	△ 2,233	58,736	62,188	△ 3,452
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	90,440	92,506	△ 2,066	103,537	106,336	△ 2,798
	そ の 他	30,228	32,035	△ 1,807	26,851	27,925	△ 1,073
	小 計	209,084	217,205	△ 8,121	201,682	210,298	△ 8,615
合 計		306,119	311,848	△ 5,729	276,354	280,378	△ 4,024

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価値のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	50	50
非 上 場 株 式	150	150
組 合 出 資 金	74	83
信 金 中 金 出 資 金	3,516	4,606
そ の 他 出 資 金	1	1
合 計	3,792	4,891

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
令 和 4 年 度	—	—
令 和 5 年 度	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	うち時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの
令 和 4 年 度	—	—	—	—	—
令 和 5 年 度	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
令 和 4 年 度	0	0	0	0	—
令 和 5 年 度	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

その他

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	449	379	－	449	379
	令和5年度	379	343	－	379	343
個別貸倒引当金	令和4年度	6,651	5,918	580	6,071	5,918
	令和5年度	5,918	5,782	431	5,487	5,782
合 計	令和4年度	7,100	6,298	580	6,520	6,298
	令和5年度	6,298	6,125	431	5,866	6,125

貸出金償却

(単位:千円)

令和4年度	79,046
令和5年度	278,477

採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。

また、複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
退職給付債務(A)	4,232,999	4,015,291
年金資産(B)	4,202,575	4,380,250
前払年金費用(△)(C)	－	－
未認識過去勤務費用(D)	－	－
未認識数理計算上の差異(E)	△ 18,701	△ 207,950
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	－	－
退職給付引当金(A－B－C－D－E－F)	49,124	△ 157,008

退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
勤務費用(A)	169,950	159,263
利息費用(B)	14,742	13,545
期待運用収益(△)(C)	158,042	179,449
過去勤務費用の費用処理額(D)	－	－
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△ 20,625	△ 70,689
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	－	－
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	－	－
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	6,024	△ 77,330

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

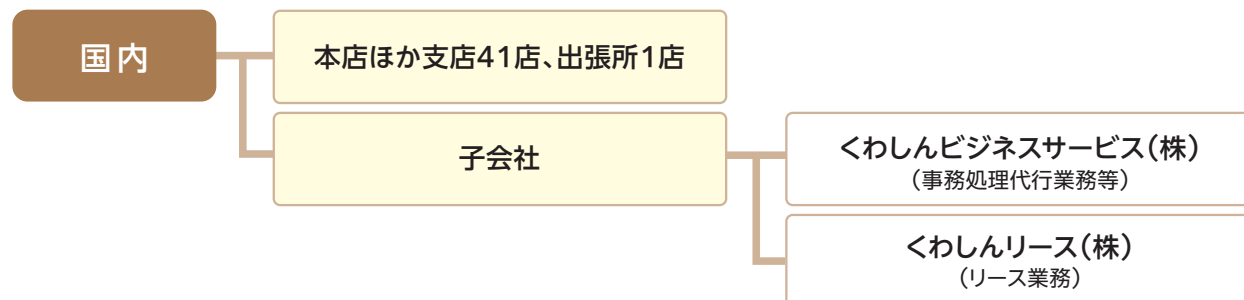
区 分	摘 要	
	令和4年度	令和5年度
(1) 割引率	0.32%	0.32%
(2) 長期期待運用収益率	3.41%	4.27%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	1年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、発生年度から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	1年	

金庫及びその子会社等の概況

桑名三重信用金庫グループの主要な事業の概要

桑名三重信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。

桑名三重信用金庫



子会社等の状況

会 社 名	くわしんビジネスサービス(株)	くわしんリース(株)
所 在 地	桑名市大中央町20番地	桑名市大中央町20番地
主 要 業 務 内 容	現金自動預払機の運用管理 現金の精査及び整理等	情報関連機器・産業工作機械・商業設備 及び機械等のリース業務
設 立 年 月 日	1998年9月30日	1997年9月17日
資 本 金	1,000万円	4,000万円
当 庫 議 決 権 比 率	100%	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%	0%

令和5年度の業績

令和6年3月期の連結総資産額は前期比8,154百万円増加して844,460百万円、純資産額は前期比2,407百万円増加して40,941百万円となりました。

損益面では、経常収益は前期比815百万円増加して10,172百万円、経常費用は前期比1,344百万円増加して8,507百万円となった結果、経常利益は前期比529百万円減少して1,664百万円となりました。当期純利益は、前期比145百万円減少して2,037百万円となりました。

また、当金庫グループ全体の連結自己資本比率は、前期比0.93ポイント上昇し15.72%となりました。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連 結 経 常 収 益	10,085	9,061	9,753	9,356	10,172
連 結 経 常 利 益	1,140	1,378	2,541	2,193	1,664
親会社株主に帰属する当期純利益	588	1,170	1,957	2,182	2,037
連 結 純 資 産 額	41,715	43,332	42,424	38,533	40,941
連 結 総 資 産 額	790,252	852,089	869,884	836,305	844,460
連 結 自 己 資 本 比 率	13.13%	13.82%	13.81%	14.79%	15.72%

連結貸借対照表

【資産の部】

(単位:百万円)

科 目	令和5年3月期	令和6年3月期
現金及び預け金	189,088	213,086
買入金銭債権	5,801	5,507
金銭の信託	0	0
有価証券	308,064	293,408
貸出金	323,232	321,808
その他の資産	5,824	6,963
有形固定資産	7,849	7,741
建物	1,725	1,631
土地	5,553	5,553
リース資産	0	0
建設仮勘定	0	-
その他の有形固定資産	569	556
無形固定資産	65	102
ソフトウェア	16	18
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	49	84
退職給付に係る資産	-	157
繰延税金資産	2,235	1,449
債務保証見返	443	362
貸倒引当金	△ 6,301	△ 6,128
資産の部合計	836,305	844,460

【負債及び純資産の部】

(単位:百万円)

科 目	令和5年3月期	令和6年3月期
預金積金	793,036	798,571
借入金	2,514	2,324
その他負債	1,369	1,895
賞与引当金	164	160
役員賞与引当金	16	16
退職給付に係る負債	59	11
役員退職慰労引当金	95	108
睡眠預金払戻損失引当金	29	26
偶発損失引当金	42	42
繰延税金負債	-	-
債務保証	443	362
負債の部合計	797,772	803,519
出資金	6,683	6,637
利益剰余金	37,333	39,269
処分未済持分	△ 219	△ 228
会員勘定合計	43,797	45,679
その他有価証券評価差額金	△ 5,263	△ 4,737
評価・換算差額等合計	△ 5,263	△ 4,737
純資産の部合計	38,533	40,941
負債及び純資産の部合計	836,305	844,460

(注) 子会社等の決算日 くわしんビジネスサービス(株) 3月末日
くわしんリース(株) 3月末日

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年3月期	令和6年3月期
経常収益	9,356,613	10,172,490
資金運用収益	6,876,098	7,004,412
貸出金利息	4,096,828	4,121,160
預け金利息	314,287	452,777
有価証券利息配当金	2,352,127	2,317,464
その他の受入利息	112,854	113,010
役員取引等収益	900,979	968,771
その他業務収益	92,444	94,914
その他経常収益	1,487,090	2,104,391
貸倒引当金戻入益	222,204	-
償却債権取立益	370,252	388,972
その他の経常収益	894,633	1,715,418
経常費用	7,163,053	8,507,958
資金調達費用	79,691	74,979
預金利息	60,070	57,405
給付補填備金繰入額	1,308	977
借入金利息	14,939	13,215
その他の支払利息	3,372	3,379

科 目	令和5年3月期	令和6年3月期
役員取引等費用	446,407	463,775
その他業務費用	716,212	1,632,449
経費	5,339,050	5,253,003
その他経常費用	581,691	1,083,750
貸倒引当金繰入額	-	258,432
その他の経常費用	581,691	825,317
経常利益	2,193,560	1,664,532
特別利益	8	-
特別損失	20,255	-
減損損失	-	-
税金等調整前当期純利益	2,173,313	1,664,532
法人税・住民税及び事業税	21,393	20,596
法人税等調整額	△ 31,067	△ 393,160
法人税等合計	△ 9,674	△ 372,563
当期純利益	2,182,988	2,037,096
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,182,988	2,037,096

連結信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

(単位:百万円)

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,025	6,987
危険債権	5,829	6,845
三月以上延滞債権	87	22
貸出条件緩和債権	2,253	906
小計 (A)	16,196	14,761
正常債権 (B)	307,988	307,916
総与信残高 (A) + (B)	324,184	322,678

(注) 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年3月期	令和6年3月期
利益剰余金期首残高	35,253,456	37,333,138
利益剰余金増加高	2,182,988	2,037,096
親会社株主に帰属する当期純利益	2,182,988	2,037,096
利益剰余金減少高	103,306	100,903
配当金	103,306	100,903
自己優先出資消却額	-	-
利益剰余金期末残高	37,333,138	39,269,331

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部でリース業務、事務処理代行業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,420百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案し必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 5年による定額法により発生年度から損益処理しております。

「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分) 0.5082%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円と別途積立金58,714百万円の差額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金85百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 6,128百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権債務はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額11,311百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について 保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,987百万円
危険債権額	6,485百万円
三月以上延滞債権額	22百万円
貸出条件緩和債権額	906百万円
合計額	14,761百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,127百万円であります。

19 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 2,500百万円

担保資産に対応する債務

借入金 2,324百万円

上記のほか、当座貸越、為替決済等の取引の担保として、定期預金17,022百万円及び有価証券505百万円を差し入れております。

20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は300百万円であります。

21. 出資1口当たりの純資産額6,184円95銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資基本方針等融資諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部（審査グループ）により行われ、また、定期的に審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部（資産管理グループ）がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクは、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ペースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、外貨建有価証券は保有しておりませんが、為替リスクが含まれる市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいては、金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融資産、金融負債についての市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量、評価損益額等が配賦資本額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間は商品の特性別で設定）により算出しており、令和6年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で10,297百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち現金及び預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金（※1）	213,086	214,624	1,537
(2)有価証券	293,174	293,065	△108
満期保有目的の債券	16,819	16,710	△108
その他有価証券	276,354	276,354	－
(3)貸出金（※1）	321,808		
貸倒引当金（※2）	△6,109		
	315,699	313,914	△1,785
金融資産計	821,960	821,603	△357
(1)預金積金（※1）	798,571	798,604	33
(2)借入金（※1）	2,324	2,339	14
金融負債計	800,895	800,943	47

（※1）現金及び預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、

「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価方法（算定方法）

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（TIBOR、スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、新規に私募債を発行した場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価に代わる金額を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（TIBOR、スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	150
組合出資金(※2)	83
信金中金出資金(※1)	4,606
その他出資金(※1)	1
合 計	4,841

- (※1)非上場株式、信金中金出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下26.まで同様であります。

(単位:百万円)	
未買目的有価証券	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-

満期保有目的の債券		(単位:百万円)		
	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	703	704	1
	地方債	4,569	4,587	17
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	5,272	5,291	18
時価が連結 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	4,486	4,435	△50
	地方債	6,760	6,702	△57
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	300	280	△19
	小 計	11,546	11,419	△127
合 計		16,819	16,710	△108

その他有価証券		(単位:百万円)		
	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	9,990	7,349	2,641
	債券	51,784	51,426	357
	国債	1,327	1,315	11
	地方債	32,125	31,888	236
	短期社債	—	—	—
	社債	18,331	18,222	109
	その他	12,896	11,304	1,592
	小 計	74,671	70,080	4,591
連結 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	560	594	△33
	債券	174,270	181,778	△7,508
	国債	11,996	13,253	△1,257
	地方債	58,736	62,188	△3,452
	短期社債	—	—	—
	社債	103,537	106,336	△2,798
	その他	26,851	27,925	△1,073
	小 計	201,682	210,298	△8,615
合 計		276,354	280,378	△4,024

25. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

26. 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,493	1,113	△135
債券	12,475	-	△1,570
国債	11,933	-	△1,511
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	541	-	△58
その他	1,800	174	△62
合 計	18,770	1,288	△1,768

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,281百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,109百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,026百万円
年金資産(時価)	4,380百万円
未積立退職給付債務	353百万円
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	△207百万円
未認識過去勤務費用(債務の減額)	-
連結貸借対照表計上額の純額	145百万円
退職給付に係る資産	157百万円
退職給付に係る負債	△11百万円

29. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	23百万円
契約負債	-百万円

30. 追加情報

出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき消却した優先出資金が含まれております。

連結損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益305円1銭
- 「その他の経常収益」には、退職給付会計に基づく数理計算上の差異の処理額70,689千円、「その他の経常費用」には、責任共有制度負担金47,735千円を含んでおります。
- 「収益認識に関する会計基準」に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計期間における顧客との契約から生じる収益の金額は940,694千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

自己資本の充実の状況

単体・連結における定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本額のうち、過去の利益の積み上げによるもの以外のものは、地域のお客さまからの出資金、一般貸倒引当金が該当します。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫及び当金庫連結グループは、内部留保による資本の積み上げ等により自己資本は充実しており、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資基本方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では、企業（信用）格付制度を導入しております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、融資審査会やALM委員会で協議検討を行うとともに、理事会、常務会を通じ経営陣に報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に、それぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じた金額を算出し、実質破綻先及び破綻先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して全額を引当てております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、そして保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資業務規程」及び「不動産担保取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資業務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会、民間保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会は政府保証と同様、民間保証会社は適格格付機関が付与している格付により判定をしてお

ります。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散しております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。現状、金庫本体では派生商品取引は行っておりませんが、運用として保有する一部の外国証券に組み込まれております。当該外国証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.リスク管理の方針及びリスクの特性の概要

証券化取引とは貸出債権等原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行なっております。

当金庫が投資する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、資金運用マニュアルで定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行なっております。

オリジネーターとしての、証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

ロ.自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、ALM委員会での協議・承認の上で資金運用規程に則り決裁することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋全性等の検証を行うこととしております。

ハ.信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

ニ.証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

ホ.信用金庫の子法人（連結子法人を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。

ヘ.証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理マニュアル」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ト.証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、強盗・交通事故リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考えております。これらのリスクを管理するため、それぞれのリスクについてリスク管理基本方針を定めたうえで、分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の経営への影響の極小化に努めております。また、オペレーショナル・リスクの状況につきましては、毎月開催されるALM委員会に報告のうえ協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告する態勢としております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫及び当金庫連結グループは基礎的手法を採用しております。

8.信用金庫法施行令 第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、上場優先出資証券、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。リスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用マニュアル」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、上場株式と同様に、「資金運用規程」及び「資金運用マニュアル」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理マニュアル」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9.金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、金融資産・負債の経済価値変動としたうえですべての金利感応資産・負債を管理対象としてリスク計測を行っています。

当金庫は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営体力・自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、かつ収益力の強化を図ることを基本方針としています。

具体的には、ALM委員会において月次で金利リスクについて協議検討するとともに、必要に応じてリスクの削減も含め資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ.金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)及びΔNII(金利変動に伴う金利収益の減少額)に関する事項

●流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
3.22年

●流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年以内

●流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

コア預金内部モデルを使用して流動性預金の金利改定満期を割り当てています。内部モデルでは過去の流動性預金残高推移から流出額を算定し、ストレスを考慮した上で将来残高推移を推計して満期を割り当てています。コア預金額については、過去の預金金利と市場金利の追従率から推計しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を行っております。

●固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用

●複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を保守的に単純合算

●スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

●内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金については過去のデータを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

●前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEは投資信託の売却による残高の減少を主因に前期末比3,968百万円減少しております。

●計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

自己資本からΔEVEの最大値を控除しても所要自己資本を十分に上回っております。金利リスクについては、ΔEVEのほかVaR法及びストレステスト等によりリスク量を計測しております。統合リスク管理では、VaR法により計測した金利リスクのほかその他の市場リスク及び信用リスク等のリスク量が自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

10.連結の範囲に関する事項

イ.自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号以下「連結財務諸表規則」という。)第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結グループに属する会社と、連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はあります。

ロ.連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。

●くわしんビジネスサービス株式会社

●くわしんリース株式会社

ハ.自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

ニ.自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

ホ.信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

ヘ.連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

【1】自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,505	45,382
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,683	6,637
うち、利益剰余金の額	37,093	39,014
うち、外部流出予定額(△)	102	101
うち、上記以外に該当するものの額	△ 169	△ 167
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	379	343
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	379	343
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された 資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	43,885	45,726
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	65	102
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	65	102
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	192	299
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって 自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	157
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	257	559
自 己 資 本		
自己資本の額[(イ)－(ロ)] (ハ)	43,627	45,166
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	282,414	274,739
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,296	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,296	△ 151
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,755	13,890
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	296,170	288,630
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率[(ハ)／(ニ)]	14.73%	15.64%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【2】自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	282,414	11,296	274,739	10,989
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	269,023	10,760	259,092	10,363
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	110	4	110	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	20	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	359	14	219	8
我が国の政府関係機関向け	1,540	61	1,334	53
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	39,577	1,583	38,768	1,550
法人等向け	86,895	3,475	85,607	3,424
中小企業等向け及び個人向け	70,385	2,815	66,470	2,658
抵当権付住宅ローン	6,893	275	5,381	215
不動産取得等事業向け	17,384	695	16,268	650
3月以上延滞等	2,025	81	1,702	68
取立未済手形	27	1	53	2
信用保証協会等による保証付	2,083	83	2,712	108
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,175	287	8,275	331
出資等のエクスポージャー	7,175	287	8,275	331
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	34,542	1,381	32,166	1,286
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,850	514	8,776	351
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,754	150	5,336	213
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,076	203	4,342	173
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他 外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,861	514	13,711	548
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,582	623	15,694	627
ルック・スルー方式	15,582	623	15,694	627
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,296	△ 91	△ 151	△ 6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	91	3	83	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	13	0	20	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,755	550	13,890	555
ハ. 単体総所要自己資本額[(イ)+(ロ)]	296,170	11,846	288,630	11,545

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

【3】信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国 内		813,234	820,768	324,487	323,013	271,648	255,870	299	276	2,612	3,231
国 外		11,330	10,229	—	—	11,324	10,226	6	3	—	—
地 域 別 合 計		824,565	830,997	324,487	323,013	282,973	266,096	305	279	2,612	3,231
製 造 業		82,734	86,348	38,458	36,119	40,227	45,894	—	—	221	187
農 業 、 林 業		603	503	603	503	—	—	—	—	2	1
漁 業		27	59	27	59	—	—	—	—	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業		1,340	1,465	905	833	400	600	—	—	0	0
建 設 業		39,433	39,675	33,422	33,413	5,582	5,752	—	—	397	447
電気・ガス・熱供給・水道業		10,983	11,120	3,024	2,877	7,804	8,005	—	—	—	—
情 報 通 信 業		2,966	2,910	519	439	2,096	2,097	—	—	12	15
運 輸 業 、 郵 便 業		23,028	24,395	7,524	7,870	14,734	15,735	—	—	42	42
卸 売 業 、 小 売 業		35,459	35,956	27,661	27,176	7,310	8,009	—	—	228	471
金 融 業 、 保 険 業		232,363	253,809	11,656	11,710	29,799	26,444	305	279	—	—
不 動 産 業		49,208	48,740	42,154	43,096	6,960	5,455	—	—	423	565
物 品 賃 貸 業		7,925	8,044	1,371	1,274	6,098	6,299	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		2,226	2,644	2,226	2,644	—	—	—	—	5	6
宿 泊 業		930	862	918	851	—	—	—	—	0	—
飲 食 業		6,606	6,111	6,601	6,107	—	—	—	—	193	273
生活関連サービス業、娯楽業		3,338	3,153	3,315	3,131	—	—	—	—	470	496
教 育 、 学 習 支 援 業		1,963	1,954	1,763	1,754	200	200	—	—	100	—
医 療 、 福 祉		16,010	15,363	15,817	15,193	—	—	—	—	16	23
そ の 他 の サ ー ビ ス		12,275	11,504	10,641	10,365	1,002	800	—	—	74	141
国・地方公共団体等		182,596	162,575	19,807	19,886	160,755	140,800	—	—	—	—
個 人		95,876	97,452	95,841	97,424	—	—	—	—	426	559
そ の 他		16,666	16,345	224	279	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		824,565	830,997	324,487	323,013	282,973	266,096	305	279	2,615	3,231
1 年 以 下		135,846	135,269	44,560	42,670	30,846	25,720	18	—		
1 年 超 3 年 以 下		121,652	118,833	14,905	15,339	55,536	43,552	14	11		
3 年 超 5 年 以 下		59,471	68,281	25,606	25,548	33,431	42,600	15	31		
5 年 超 7 年 以 下		62,942	81,311	22,624	35,039	37,228	40,080	21	24		
7 年 超 1 0 年 以 下		133,499	124,790	69,297	54,806	52,010	51,959	32	9		
1 0 年 超		238,588	228,802	146,775	148,884	73,918	62,183	205	203		
期 間 の 定 め の な い も の		72,562	73,709	717	725	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		824,565	830,997	324,487	323,013	282,973	266,096	305	279		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三
月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に
分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には特定目的会社が含まれます。ま
た、現金、固定資産、繰延税金資産が含まれております。
4. 上記の「期間の定めのないもの」には、(財)医療経済研究・社会保険福祉協会に対する
債務保証が含まれております。
5. コア資本の調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エ
クスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	449	379	—	449	379
	令和5年度	379	343	—	379	343
個別貸倒引当金	令和4年度	6,651	5,918	580	6,071	5,918
	令和5年度	5,918	5,782	431	5,487	5,782
合 計	令和4年度	7,100	6,298	580	6,520	6,298
	令和5年度	6,298	6,125	431	5,866	6,125

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	588	516	516	545	92	56	496	460	516	545	21	33
農 業 、 林 業	－	2	2	2	－	－	－	2	2	2	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	1,443	1,400	1,400	1,034	31	118	1,412	1,281	1,400	1,034	22	203
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	3	3	3	7	－	－	3	3	3	7	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	48	40	40	15	4	－	44	40	40	15	4	－
卸 売 業 、 小 売 業	1,199	1,287	1,287	1,119	21	5	1,178	1,281	1,287	1,119	5	3
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	1,710	1,236	1,236	1,116	325	83	1,384	1,153	1,236	1,116	10	7
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	16	－	－	3	－	12	16	-12	－	3	－	27
宿 泊 業	50	26	26	19	8	－	42	26	26	19	8	－
飲 食 業	148	－	－	108	－	5	148	-5	－	108	－	3
生活関連サービス業、娯楽業	160	164	164	130	1	121	159	43	164	130	2	－
教 育 、 学 習 支 援 業	1	68	68	48	0	1	1	66	68	48	－	－
医 療 、 福 祉	575	578	578	1,073	－	9	575	568	578	1,073	－	0
そ の 他 の サ ー ビ ス	425	368	368	347	91	11	334	356	368	347	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	278	226	226	209	4	4	273	221	226	209	3	－
合 計	6,651	5,918	5,918	5,782	580	431	6,071	5,487	5,918	5,782	79	278

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	235,281	—	228,267
1 0 %	201	40,941	401	43,729
2 0 %	260,793	8,339	279,123	9,272
3 5 %	—	19,947	—	10,831
5 0 %	67,558	2,654	96,566	1,992
7 5 %	—	83,802	—	59,123
1 0 0 %	3,334	95,341	2,302	94,902
1 5 0 %	—	532	—	554
2 5 0 %	3,709	2,628	—	5,925
1, 2 5 0 %	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	335,598	489,470	378,394	454,600

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本の調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【4】信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	3,626	3,399	67,176	104,083	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

【5】派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与 信 相 当 額 の 算 出 に 用 い る 方 式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額	21	17
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	305	279	305	279
(i)外国為替関連取引	166	157	166	157
(ii)金利関連取引	120	121	120	121
(iii)株式関連取引	18	—	18	—
(iv)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	305	279	305	279

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

【6】証券化エクスポージャーに関する事項
イ.オリジネーターの場合
該当ありません。

ロ.投資家の場合
該当ありません。

【7】出資等エクスポージャーに関する事項
イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	7,894	7,894	10,925	10,925
非 上 場 株 式 等	3,825	—	4,924	—
合 計	11,720	7,894	15,850	10,925

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	506	1,131
売却損	128	137
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	814	2,743

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

【8】リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,824	23,224
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

【9】金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	14,029	17,997	630	941
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	ステイープ化	10,517	13,407		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,029	17,997		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	45,166		43,627	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

【1】自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,696	45,579
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,683	6,637
うち、利益剰余金の額	37,333	39,269
うち、外部流出予定額(△)	100	99
うち、上記以外に該当するものの額	△ 219	△ 228
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	382	344
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	382	344
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当 する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	44,078	45,924
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに 係るものを除く。)の額の合計額	65	102
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	65	102
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	192	300
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	157
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	258	560
自 己 資 本		
自己資本の額[(イ)-(ロ)] (ハ)	43,820	45,364
リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	282,441	274,668
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,296	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,296	△ 151
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,755	13,888
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	296,197	288,557
連 結 自 己 資 本 比 率		
連結自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	14.79%	15.72%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

【2】自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	282,441	11,297	274,668	10,986
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	269,050	10,762	259,021	10,360
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	110	4	110	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	20	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	359	14	219	8
我が国の政府関係機関向け	1,540	61	1,334	53
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	39,577	1,583	38,768	1,550
法人等向け	85,962	3,438	84,652	3,386
中小企業等向け及び個人向け	70,385	2,815	66,470	2,658
抵当権付住宅ローン	6,893	275	5,381	215
不動産取得等事業向け	17,384	695	16,268	650
3月以上延滞等	2,025	81	1,702	68
取立未済手形	27	1	53	2
信用保証協会等による保証付	2,083	83	2,712	108
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,125	285	8,225	329
出資等のエクスポージャー	7,125	285	8,225	329
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	35,552	1,422	33,101	1,324
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,850	514	8,776	351
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,754	150	5,306	212
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,087	203	4,352	174
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他 外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	13,860	554	14,665	586
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,582	623	15,694	627
ルック・スルー方式	15,582	623	15,694	627
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,296	△ 91	△ 151	△ 6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	91	3	83	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	13	0	20	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,755	550	13,888	555
ハ. 連結総所要自己資本額[(イ)+(ロ)]	296,197	11,847	288,557	11,542

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
相利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

【3】信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
国	内	813,255	820,723	323,554	322,057	271,648	255,870	299	276	2,612	3,231
国	外	11,330	10,229	－	－	11,324	10,226	6	3	－	－
地 域 別 合 計		824,586	830,952	323,554	322,057	282,973	266,096	305	279	2,612	3,231
製 造 業		82,734	86,348	38,458	36,119	40,227	45,894	－	－	221	187
農 業 、 林 業		603	503	603	503	－	－	－	－	2	1
漁 業		27	59	27	59	－	－	－	－	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業		1,340	1,465	905	833	400	600	－	－	0	0
建 設 業		39,433	39,675	33,422	33,413	5,582	5,752	－	－	397	447
電気・ガス・熱供給・水道業		10,983	11,120	3,024	2,877	7,804	8,005	－	－	－	－
情 報 通 信 業		2,966	2,910	519	439	2,096	2,097	－	－	12	15
運 輸 業 、 郵 便 業		23,028	24,395	7,524	7,870	14,734	15,735	－	－	42	42
卸 売 業 、 小 売 業		35,459	35,956	27,661	27,176	7,310	8,009	－	－	228	471
金 融 業 、 保 険 業		232,363	253,809	11,656	11,710	29,799	26,444	305	279	－	－
不 動 産 業		49,208	48,740	42,154	43,096	6,960	5,455	－	－	423	565
物 品 賃 貸 業		6,952	7,049	437	318	6,098	6,299	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		2,226	2,644	2,226	2,644	－	－	－	－	5	6
宿 泊 業		930	862	918	851	－	－	－	－	0	－
飲 食 業		6,606	6,111	6,601	6,107	－	－	－	－	193	273
生活関連サービス業、娯楽業		3,338	3,153	3,315	3,131	－	－	－	－	470	496
教 育 、 学 習 支 援 業		1,963	1,954	1,763	1,754	200	200	－	－	100	－
医 療 、 福 祉		16,010	15,363	15,817	15,193	－	－	－	－	16	23
そ の 他 の サ ー ビ ス		12,265	11,494	10,641	10,365	1,002	800	－	－	74	141
国・地方公共団体等		182,596	162,575	19,807	19,886	160,755	140,800	－	－	－	－
個 人		95,876	97,452	95,841	97,424	－	－	－	－	426	559
そ の 他		17,670	17,306	224	279	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		824,586	830,952	323,554	322,057	282,973	266,096	305	279	2,615	3,231
1 年 以 下		135,602	134,999	44,315	42,400	30,846	25,720	18	－		
1 年 超 3 年 以 下		121,344	118,517	14,597	15,023	55,536	43,552	14	11		
3 年 超 5 年 以 下		59,407	68,210	25,542	25,477	33,431	42,600	15	31		
5 年 超 7 年 以 下		62,942	81,311	22,624	35,039	37,228	40,080	21	24		
7 年 超 1 0 年 以 下		133,499	124,790	69,297	54,806	52,010	51,959	32	9		
1 0 年 超		238,588	228,802	146,775	148,884	73,918	62,183	205	203		
期間の定めのないもの		73,200	74,321	400	427	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		824,586	830,952	323,554	322,057	282,973	266,096	305	279		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には特定目的会社が含まれます。また、現金、固定資産、繰延税金資産が含まれております。
4. 上記の「期間の定めのないもの」には、(財)医療経済研究・社会保険福祉協会に対する債務保証が含まれております。
5. コア資本の調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和４年度	451	382	－	451	382
	令和５年度	382	344	－	382	344
個別貸倒引当金	令和４年度	6,651	5,918	580	6,071	5,918
	令和５年度	5,918	5,784	431	5,487	5,784
合　　計	令和４年度	7,103	6,301	580	6,523	6,301
	令和５年度	6,301	6,128	431	5,870	6,128

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	588	516	516	545	92	56	496	460	516	545	21	33
農 業 、 林 業	－	2	2	2	－	－	－	2	2	2	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	1,443	1,400	1,400	1,034	31	118	1,412	1,281	1,400	1,034	22	203
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	3	3	3	7	－	－	3	3	3	7	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	48	40	40	15	4	－	44	40	40	15	4	－
卸 売 業 、 小 売 業	1,200	1,287	1,287	1,121	21	5	1,178	1,281	1,287	1,121	5	3
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	1,710	1,236	1,236	1,116	325	83	1,384	1,153	1,236	1,116	10	7
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	16	－	－	3	－	12	16	-12	－	3	－	27
宿 泊 業	50	26	26	19	8	－	42	26	26	19	8	－
飲 食 業	148	－	－	108	－	5	148	-5	－	108	－	3
生活関連サービス業、娯楽業	160	164	164	130	1	121	159	43	164	130	2	－
教 育 、 学 習 支 援 業	1	68	68	48	0	1	1	66	68	48	－	－
医 療 、 福 祉	575	578	578	1,073	－	9	575	568	578	1,073	－	0
そ の 他 の サ ー ビ ス	425	368	368	347	91	11	334	356	368	347	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	278	226	226	209	4	4	273	221	226	209	3	－
合 計	6,651	5,918	5,918	5,784	580	431	6,071	5,487	5,918	5,784	79	278

(注) 1.当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	235,281	—	228,267
1 0 %	201	40,941	401	43,729
2 0 %	260,793	8,339	279,123	9,272
3 5 %	—	19,947	—	10,831
5 0 %	67,558	2,654	96,566	1,992
7 5 %	—	83,802	—	59,123
1 0 0 %	3,334	95,357	2,302	94,852
1 5 0 %	—	532	—	554
2 5 0 %	3,709	2,633	—	5,935
1 , 2 5 0 %	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	335,598	489,491	378,394	454,560

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【4】信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	3,626	3,399	67,176	104,083	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

【5】派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	21	17
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
① 派生商品取引合計	305	279	305	279
(i)外国為替関連取引	166	157	166	157
(ii)金利関連取引	120	121	120	121
(iii)株式関連取引	18	—	18	—
(iv)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	305	279	305	279

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

【6】証券化エクスポージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合
該当ありません。ロ.連結グループが投資家の場合
該当ありません。

【7】出資等エクスポージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	7,894	7,894	10,925	10,925
非 上 場 株 式 等	3,825	—	4,924	—
合 計	11,720	7,894	15,850	10,925

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	506	1,131
売 却 損	128	137
償 却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	814	2,743

二.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

【8】リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,824	23,224
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

【9】金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	14,019	17,988	631	942				
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	0	0				
3	ス テ ィ ー プ 化	10,517	13,407						
4	フ ラ ッ ト 化								
5	短 期 金 利 上 昇								
6	短 期 金 利 低 下								
7	最 大 値	14,019	17,988						
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自 己 資 本 の 額	45,364		43,820					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。信用金庫法施行規則に定められている開示項目は以下のページに掲載しております。

単体ベースの項目(信用金庫法施行規則第132条)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1)事業の組織	18
(2)理事・監事の氏名及び役職名	18
(3)会計監査人の氏名又は名称	18
(4)事務所の名称及び所在地	35・36
2. 金庫の主要な事業の内容	17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	15
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	15
②経常利益または経常損失	15
③当期純利益または当期純損失	15
④出資総額及び出資総口数	15
⑤純資産額	15
⑥総資産額	15
⑦預金積金残高	15
⑧貸出金残高	15
⑨有価証券残高	15
⑩単体自己資本比率	15
⑪出資に対する配当金	15
⑫職員数	15
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益及び業務粗利益率	45
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	45
ウ.資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、及び資金利鞘	45
エ.受取利息及び支払利息の増減	45
オ.総資産経常利益率	45
カ.総資産当期純利益率	45
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	45
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	45
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	46
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	46
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	46
エ.使途別の貸出金残高	46
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	46
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	46
④有価証券に関する指標	
ア.有価証券の種類別の残存期間別残高	47
イ.有価証券の種類別の平均残高	47
ウ.預証率の期末値及び期中平均値	47
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	22
(2)法令遵守の体制	22
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7・8
(4)金融ADR制度への対応	23

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	39・40
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16
②危険債権	16
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	16
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	16
⑤正常債権	16
(3)自己資本の充実の状況等	55~62
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	47・48
②金銭の信託	48
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
(6)貸出金償却の額	49
(7)会計監査人の監査を受けている旨の表記	44

6. 報酬等に関する事項

	44
--	----

連結ベースの項目(信用金庫法施行規則第133条)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50
(2)金庫の子会社等に関する事項	
①名称	50
②主たる営業所または事務所の所在地	50
③資本金または出資金	50
④事業の内容	50
⑤設立年月日	50
⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	50
⑦金庫の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	50

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	50
(2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況	
①経常収益	50
②経常利益または経常損失	50
③親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失	50
④純資産額	50
⑤総資産額	50
⑥連結自己資本比率	50

3. 金庫及びその子会社等の直近2連結会計年度における財産の状況

(1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	51
(2)金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51
②危険債権	51
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	51
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	51
⑤正常債権	51
(3)自己資本の充実の状況等	55・56、63~68
(4)事業の種類別セグメント情報	51

金融再生法に基づく開示事項

資産査定公表	16
--------	----

当金庫のディスクロージャー誌(資料編)の閲覧に係るご案内

桑名三重信用金庫(以下「当金庫」といいます。)の説明書類(ディスクロージャー誌)のうち、詳細な計数資料等については「資料編」として当金庫のホームページに掲載しておりますので、閲覧を希望されるお客さまは、下記のウェブサイトからご覧ください。

●当金庫のウェブサイト

<https://www.shinkin.co.jp/kuwanamie/>

※ なお、スマートフォン等からは、右記コードからディスクロージャー誌、掲載ページにアクセスすることもできます。



駅前ビル

桑名三重信用金庫

〒511-8666 桑名市大中央20番地

●お問い合わせ先 経営企画部／TEL 0594-24-2549

LINE公式
アカウント開設中!



しんきんバンキング
アプリサービス
提供しております!



このディスクロージャー誌は
環境にやさしい植物油インキを
使用しております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。